

商号又は名称

自家用電気工作物等保安管理調書

取扱品目 3 0 2 6 「自家用電気工作物等保安管理」業務の取扱上の要件としている、「電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 に規定する要件を満たすこと」について、次の各項目に記入してください。

1 電気主任技術者の内容について(要件(1)、(4))

電気主任 技術者氏名	免状の種類 ※○を付けてください	経験 年数	免状記号番号	免状交付日	常駐場所 ※旭川から 2 時間以内
	第 1 種・第 2 種・第 3 種	年	第 号	年 月 日	

2 機械器具保有状況について(要件(2))

機械器具の名称	保有台数	機械器具の名称	保有台数
絶縁抵抗計	台	騒音計	台
電流計	台	振動計	台
電圧計	台	回転計	台
低圧検電器	台	継電器試験装置	台
高圧検電器	台	絶縁耐力試験装置	台
接地抵抗計	台		

■「電気事業法施行規則第 5 2 条の 2 に規定する要件を満たすこと」の内容

次の事項全てに該当する者

- 電気主任技術者免状を有する者を雇用していること。ただし第 1 種電気主任技術者においては 3 年、第 2 種電気主任技術者においては 4 年、第 3 種電気主任技術者においては 5 年の実務経験を有すること。
- 平成 1 5 年 7 月 1 日付け経済産業省告示第 2 4 9 号第 2 条の規定による次の機械器具を有していること。

絶縁抵抗計、電流計、電圧計、低圧検電器、高圧検電器、接地抵抗計、騒音計、振動計、回転計、継電器試験装置、絶縁耐力試験装置
- 業務に従事する電気主任技術者が、平成 1 5 年 7 月 1 日付け経済産業省告示第 2 4 9 号第 3 条の規定に基づき算定した値が 3 3 未満の者であること。
- 電気主任技術者の主たる勤務場所が、旭川市内の委託施設に遅滞なく到達できる場所であること（概ね 2 時間以内）。